### 神奈川県監査委員公表第15号

# 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年11月22日

神奈川県監査委員 真 島 審 一 同 髙 岡 香 同 長 峯 徳 積 同 持 田 文 男 同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名 神奈川県保土ケ谷県税事務所
- 2 監査実施日

平成24年3月16日(平成24年2月9日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、庁舎内外部及び付 帯設備清掃請負契約に係る業務の一部が 不履行であるにもかかわらず、支出を行 っていた。	指導事項については、履行確認が不十分であったことにより発生したものであり、業務不履行箇所分の支出済代金について、平成24年3月27日に受託者から戻入が行われている。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県川崎県税事務所
- 2 監查実施日
  - 平成24年4月3日(平成24年2月3日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	
契約事務において、川崎合同庁舎清掃	指導事項については、代理人による入札に
業務委託に係る入札の執行に当たり、代	ついて職員の財務関係諸規定に対する理解が
理人とする旨の委任状の提出がないもの	不十分であったことによるものである。
が行った入札を有効なものとして事務処	今後は、このようなことがないよう、財務
理を行っていた。	関係諸規定の周知徹底を図るとともに、会計

事務に関する手引き等に基づき適切な入札事 務を行うことにより、適正な事務執行に努め ることとした。

1 監查実施箇所名 神奈川県平塚県税事務所

2 監査実施日

平成24年4月24日(平成24年3月1日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果

#### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が著 しく不適切であった。

- 1 支出事務において、封筒購入代の支 払に当たり、政府契約の支払遅延防止 等に関する法律に定められている支払 期限を経過し、遅延利息800円を支払 っていた。
- 2 庶務事務において、非常勤職員の通 勤手当の算定に誤りがあり、平成20年 度から1筒月当たり1,408円を過大に 支給していた。

#### 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置し た。

- 1 支出事務については、進行管理が不十分 であったことにより発生したものである。 今後は、このようなことがないよう、 日々、会計管理システムでの支払手続状況 の確認を徹底するとともに、複数の職員に よる点検を実施し、適正な事務執行に努め ることとした。
- 2 庶務事務については、非常勤職員の雇用 等に関する諸規定の理解が不十分であった ことによるものであり、過大支給分につい ては平成24年3月21日に本人から返納され ている。

今後は、このようなことがないよう、関 係規定の理解の向上を図るとともに、複数 の職員による確認を徹底することにより、 適正な事務の執行に努めることとした。

1 監查実施箇所名 神奈川県鎌倉県税事務所

2 監査実施日

平成24年2月3日(平成23年12月14日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

些杏	D'	<b>%</b> +	ш
些否	(/);	公古	*

# 措置の内容

# (指導事項)

支出事務において、修理代の支払に当 たり、政府契約の支払遅延防止等に関す る法律に定められた対価の支払の時期を 超えて支払っているものがあった。

指導事項については、進行管理及び財務関 係法令の理解が不十分であったことによるも のである。

今後は、このようなことがないよう、複数 の職員による確認を徹底するとともに、財務

関係法令の理解の向上を図ることにより、適 正な事務執行に努めることとした。

1 監查実施箇所名

神奈川県湘南地域県政総合センター

2 監査実施日

平成24年4月27日(平成24年3月14日から16日及び19日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果

### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が著 しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、庁用自動車ガ ソリン代 (第1四半期分) の支出負担 行為を契約期間満了後、受注者からの 支払照会により行っていた。これによ り、支払手続も契約書に定める支払の 期限を大幅に経過し、遅延利息600円 を支払っていた。
- 2 財産管理事務において、水源立木林 土地利用分収契約書に基づく地上権設 定の登記が行われていなかった。

### 措置の内容

指導事項については、次のとおり措置し た。

1 予算の執行については、進行管理が不十 分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、複 数の職員による進行管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることとし た。

2 財産管理事務については、当初契約時の 内容の引継ぎが不十分であったことによる ものであり、平成24年4月20日に地上権設 定登記を完了した。

今後は、このようなことがないよう、当 初契約時に特段の事情があった箇所につい ては特に十分な引継ぎを行うことにより、 適正な事務執行に努めることとした。

1 監查実施箇所名

神奈川県足柄上地域県政総合センター

2 監査実施日

平成24年3月19日(平成24年1月16日から19日まで職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果

# 措置の内容

#### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が著 しく不適切であった。

- 1 収入事務において、使用料の調定に 当たり、納入通知の納付期限を神奈川 県立大野山乳牛育成牧場条例施行規則 で定める期日に設定していないものが あった。
- 2 契約事務において、業務委託に係る

指導事項については、次のとおり措置し た。

1 収入事務については、使用料の納付期限 を、神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例施 行規則の理解が不十分であったため、神奈 川県財務規則にのっとって設定していたも のである。

今後は、このようなことがないよう、根

契約の締結に当たり、例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定しているものがあった。

拠規定の周知徹底を図り、適正な事務執行 に努めることとした。

2 契約事務については、根拠規定の理解及 び事業実施部署と経理担当部署との連携が 不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、根拠規定の周知徹底を図り、解釈に疑義のある場合には所管部署に相談や指導を仰ぐこととするとともに、事業実施部署と経理担当部署との一層の連携を図り、適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県農業技術センター北相地区事務所

2 監査実施日

平成24年3月27日(平成24年2月23日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

<u> </u>	
監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、道路運送車両 法に規定されている庁用自動車の定期点 検が実施されていないものがあった。	指導事項については、定期点検に関する進行管理が不十分であったことにより発生したものである。 今後は、このようなことがないよう、定期点検の実施時期を進行管理表に記入し、複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県湘南家畜保健衛生所
- 2 監査実施日
  - 平成24年3月13日(平成24年2月7日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の改定があったにもかかわらず、改定前の額により許可したため、使用料2件、1,458円が徴収不足となっていた。	指導事項については、使用料に関する関係 規定等の理解が不十分であったことによるも のであり、変更許可の上、不足分については 平成24年3月21日に徴収した。 今後は、このようなことがないよう、関係 規定等の周知徹底を図るとともに、複数の職 員による確認を徹底し、適正な事務執行に努 めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県衛生研究所
- 2 監査実施日

平成24年5月29日(平成24年4月5日及び6日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果 措置の内容 (指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著 指導事項については、次のとおり措置し しく不適切であった。 た。 1 予算の執行において、謝礼金の執行 1 予算の執行については、事業担当課と管 に当たり、会計年度区分を誤っている 理課経理担当の相互の進行管理が不十分で ものがあった。 あったことによるものである。 2 収入事務において、現金領収した現 今後は、このようなことがないよう、所 金を、神奈川県財務規則に定められた 内の関係各課で、連携を強化し、相互の進 納付期限内に指定金融機関等に納付し 行管理を徹底することにより、適正な事務 ていないものがあった。 執行に努めることとした。 2 収入事務については、進行管理が適正に 行われていなかったことにより、現金領収 した現金の納付が遅れたものである。 今後は、このようなことがないよう、複 数の職員による確認を徹底することによ り、適正な事務執行に努めることとした。

# 1 監査実施箇所名

神奈川県茅ケ崎保健福祉事務所

2 監査実施日

平成24年3月29日(平成24年2月14日及び15日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	指導事項については、利用期間が記載された明細書を別保管したことにより、内容確認が不十分となったものである。
予算の執行において、平成23年4月分電話料の支払に当たり、同年3月使用実績分であることから平成22年度予算で執行しなければならないにもかかわらず、平成23年度予算で執行していた。	今後は、このようなことがないよう、支払手続に当たっては、請求書とともに利用明細書を添付し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県足柄上保健福祉事務所
- 2 監査実施日

平成24年1月23日 (平成23年12月13日及び14日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、未熟児養育費負担 金の徴収に当たり、期限までに納付しな い者に対し、督促状を発行していないも のが2件あった。	指導事項については、神奈川県財務規則の 理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則 の周知徹底を図るとともに、収入状況を複数 の職員で確認し、進行管理を徹底することに より、適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県立煤ケ谷診療所

- 2 監査実施日
  - 平成24年3月30日(平成23年12月7日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果 措置の内容 (指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著 指導事項については、次のとおり措置し しく不適切であった。 た。 1 収入事務において、足立区公害診療 1 収入事務については、進行管理及び事務 費に係る診療報酬の請求に当たり、収 引継体制が不十分であったことによるもの 入調定を行ったものの足立区に対し診 である。 今後は、このようなことがないよう、収 療報酬支払請求を行っていなかった。 2 支出事務において、医薬品購入代の 入処理一覧表による進行管理を徹底すると 支出手続に当たり、契約単価と異なる ともに、事務引継時に混乱が生じないよ 請求金額により支出しているもの及び う、手引等を作成し、適正な事務執行に努 単価契約に含まれない規格の医薬品の めることとした。 代金を併せて支出しているものがあっ 2 支出事務については、進行管理及び支出 た。 手続に当たっての確認が不十分であったこ とによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進 行管理を徹底するとともに、事務処理に混 乱が生じないよう、手引等を作成し、適正

な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

- 2 監査実施日
  - 平成24年4月25日(平成24年3月22日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	指導事項については、廃棄物処理に係る法令の理解が不十分であったことによるものである。
契約事務において、特別管理産業廃棄物の処理に当たり、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けていない業者と処分に係る契約を締結していた。	今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県立ひばりが丘学園
- 2 監査実施日
  - 平成24年4月24日(平成24年2月10日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
監査の結果 (指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬契約及び処分契約の締結に当たり、契約ごとに見積書を徴しておらず、また、支出科目に誤りがあった。 2 庶務事務において、年度途中で退職した非常勤職員に対する源泉徴収票の	措直の内容 指導事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務規則及び関係規定の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。
交付に当たり、所得税法で定める期限 を過ぎていたものがあるなど、非常勤 職員に係る事務処理が不適切であっ た。	2 庶務事務については、所得税法及び非常 勤職員の雇用等に関する要綱についての理 解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所 得税法等関係法令等の周知徹底を図るとと もに、複数職員による相互確認を徹底し、 適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県立中井やまゆり園
- 2 監査実施日
  - 平成24年5月21日(平成24年3月15日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果

# 措置の内容

#### (指導事項)

収入事務において、障害福祉施設庁費 立替収入及び使用料の徴収に当たり、期 限までに納付しない者に対し、督促状を 発行していない又は発行の期限を過ぎて いるものが6件あった。 指導事項については、神奈川県財務規則の 理解が不十分であったことによるものであ る。

今後は、このようなことがないよう、規則 の周知徹底に努めるとともに、複数の職員に よる確認を徹底することにより、適正な事務 執行に努めることとした。

#### 1 監査実施箇所名

神奈川県動物保護センター

2 監査実施日

平成24年5月25日(平成24年2月28日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、スズメバチ・アシナガバチ駆除業務委託料の執行に当たり、業務完了後に執行額の増額変更を行っていた。	指導事項については、神奈川県財務規則の 理解及び進行管理が不十分であったことによ るものである。 今後は、このようなことがないよう、規則 の周知徹底を図るとともに、進行管理体制の
	強化を図ることにより、適正な事務執行に努

めることとした。

### 1 監査実施箇所名

神奈川県産業技術センター

2 監査実施日

平成24年2月21日(平成23年12月22日、26日及び27日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 庶務事務において、非常勤職員の雇用 に当たり、基本報酬額(日額)を誤った 雇用書を交付したため、9件、2,331円 を過大に支給していた。	指導事項については、非常勤職員の報酬額に関する諸規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものであり、速やかに正しい日額に雇用書を変更し、支給額の是正を行った。 また、過大支給額については、非常勤職員本人により全額県に返納された。 今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の周知徹底を図るとともに、確認体制

を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県かながわ労働センター

2 監査実施日

平成24年2月7日(平成23年12月19日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	指導事項については、工作物台帳と現況との照合の不徹底によるものであり、当該看板については、平成24年1月27日付けで台帳に登載した。
財産管理事務において、看板7個を設置していたが、神奈川県県有財産規則に基づく工作物台帳の補正が行われていなかった。	今後は、このようなことがないよう、神奈川県県有財産規則の周知徹底を図り、規則に基づく適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県立秦野高等職業技術校

2 監査実施日

平成24年5月21日(平成24年2月20日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	
	(大大大) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
収入事務において、職業技術校授業料	指導事項については、神奈川県財務規則の
収入の督促状の発行に当たり、指定期限	理解が不十分であったため、督促状の指定期
を所定より早期に設定していた。	限を読み誤ったことによるものである。
	今後は、このようなことがないよう、関係
	規定の理解を深めるとともに、複数の職員に
	よる確認を徹底することにより、適正な事務
	の執行に努めることとした。

1 監査実施箇所名

神奈川県横須賀土木事務所

2 監査実施日

平成24年2月27日(平成24年1月30日から2月1日まで職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果

#### (指導事項)

次のとおり誤りがあり、事務処理が著 しく不適切であった。

- 1 予算の執行において、空調機器の 更新に当たり、備品購入費と需用費の 併合執行とすべきところ、設備の修繕 工事として需用費で執行していた。
- 2 契約事務において、定期刊行物の 購入に当たり、物品検収要領に定めら れた検査が行われていないものがあっ た。

#### 措置の内容

指摘事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、関係規定の理解が不足していたことにより発生したものであり、平成24年3月15日に需用費から備品購入費への科目更訂を行い、併せて備品台帳に登載した。

今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、修繕工事に当たっては、備品の更新の有無の確認を徹底するなど、適正な事務執行に努めることとした。

2 契約事務については、物品検収要領の規 定についての理解が不足していたことによ り発生したものである。

今後は、このようなことがないよう、物 品検収要領の周知徹底を図り、適正な事務 執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県小田原土木事務所
- 2 監査実施日

平成24年2月13日(平成24年1月6日、10日及び11日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

	監査の結果
(指道重項)	

支出事務において、庁舎樹木管理業務 委託ほか2件の支払に当たり、契約に特 段の定めがないにもかかわらず、全ての 業務が完了する前に複数回に分けて支払 っていた。

#### 措置の内容

指導事項については、職員の関係諸規定の 理解不足によるものである。

今後は、このようなことがないよう、関係 諸規定を周知徹底するとともに、契約書類等 に支払時期を明記のうえ、記載内容の複数職 員による点検確認を徹底し、適正な事務執行 に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
  - 神奈川県厚木十木事務所
- 2 監査実施日
  - 平成24年2月1日(平成23年12月1日、2日及び5日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

# 監査の結果 (指導事項) 財産管理事務において、庁用自動車の

定期点検に当たり、道路運送車両法で定

める期間内に実施されていないものがあ

# 措置の内容

指導事項については、定期点検に関する進行管理が不十分であったことにより発生した ものである。

今後は、このようなことがないよう、点検 実施時期の進行管理表を作成のうえ、複数職 員による確認を徹底し、適正な事務執行に努 めることとした。

# 1 監査実施箇所名

神奈川県厚木土木事務所東部センター

2 監査実施日

った。

平成24年2月1日(平成23年12月7日から9日まで職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

#### 監査の結果 措置の内容 (指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著 指導事項については、次のとおり措置し しく不適切であった。 た。 1 収入事務において、道路の占用許可 1 収入事務については、神奈川県財務規則 に伴う使用料等の徴収に当たり、期限 等関係規定の理解が不十分であったことに までに納付しない者に対し、督促状を よるものである。 発行していないものが6件あった。 今後は、このようなことがないよう、関 2 支出事務において、公共料金の支払 係規定の周知徹底を図るとともに、収入状 に当たり、支払期限後に納付している 況管理表による進行管理を行うこととし ものが10件あった。 た。 2 支出事務については、進行管理が不十分 であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、公 共料金支払管理表の確認を複数の職員で行 うなど進行管理を徹底することにより、適 正な事務執行に努めることとした。

#### 1 監查実施箇所名

神奈川県流域下水道整備事務所

2 監查実施日

平成24年3月14日(平成24年3月13日及び14日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	
収入事務において、自動販売機の設置	指導事項については、自動販売機の貸付契

に伴う貸付料の調定時期が3月を超えて 遅れているものがあった。

約に係る収入事務について、規定の理解及び 進行管理が不十分であったことにより発生し たものである。

今後は、このようなことがないよう、財産 管理及び財務関係規定の周知徹底を図るとと もに、複数の職員による確認体制を強化する ことにより、適正な事務執行に努めることと した。

### 1 監査実施箇所名

神奈川県企業庁相模原南水道営業所

2 監査実施日

平成24年5月11日 (平成24年3月22日及び23日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果及び講した指直の内容	
監査の結果	措置の内容
(指導事項) 文書管理において、行政資産の目的外 使用許可に係る伺い文書1件が所在不明 であった。	指導事項については、営業所再編に伴う文書の引継時の確認が不十分であったため、所在が不明となったものであり、行政資産の目的外使用許可については、平成24年度から新たな許可書を発行した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県企業庁行政文書管理規程に従い、適正に文書を保管するとともに、引継ぎ等に当たっては、必ず複数の職員による確認を徹底し、
	適正な事務執行に努めることとした。

# 1 監査実施箇所名

神奈川県企業庁藤沢水道営業所

2 監査実施日

平成24年2月21日 (平成24年1月23日及び24日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、前回の監査で、支 払期限の遵守について指摘がなされてい たにもかかわらず、今回も電話料1件を 支払期限後に支払っていた。	指導事項については、公共料金の支払いに 当たって、進行管理が不十分であり、複数の 職員による確認が徹底されていなかったこと によるものである。 今後は、このようなことがないよう、再発 防止に向けて作成した支払進行管理表を、複 数の職員でチェックすることにより、支払漏 れ及び支払遅延の未然防止を徹底し、適正な

# 事務執行に努めることとした。

# 1 監査実施箇所名

神奈川県企業庁箱根水道営業所

2 監査実施日

平成24年1月30日(平成23年12月12日及び13日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、委託契約に基づ く、個人情報保護に係る提出書類を受託 者から受領していなかった。	指導事項については、委託時の確認が不十分であったことによるものであり、当該書類は平成23年12月13日付けで受託者から受理した。
	今後は、このようなことがないよう、契約 時に様式を示すことで、受託者からの提出漏 れを防止するとともに、複数の職員による確 認を徹底し、適正な事務執行に努めることと した。

### 1 監査実施箇所名

神奈川県企業庁相模川発電管理事務所

2 監査実施日

平成24年5月24日 (平成24年4月5日及び6日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
  - 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、設計業務委託等に 係る事前公募に当たり、業務実施要件に 不適切な項目を設けるなど、事務処理が 不適切なものがあった。	指導事項については、企業庁内の調整により、業務実施要件としたものである。 一者随意契約の理由を事前に明示することで、万一当該要件でも参入する者がいるかどうかを確認する目的で実施しているものであるが、今後は、全庁的な取扱いとの整合を図りながら、対応することとした。